

平成19年8月6日
宇都宮市建設部住宅課

宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会について

1. 設置目的

今年度、宇都宮市住生活基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見や提言を計画に反映させるため、「宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会」を設置する。

2. 懇談会の構成等

(1) 委員選定の考え方

宇都宮市住生活基本計画を策定するにあたり、広い階層の市民の意見や提言を反映させるため、学識経験者や関係機関推薦者から委員を選定するとともに、一般市民から公募による委員を選定する。

(2) 委員総数 9名

(3) 委員の構成

- ①学識経験者 3名
- ②関係機関推薦者 4名
- ③一般公募の委員 2名

3. 委員名 別紙名簿のとおり

4. 委員の任期

平成19年8月から平成20年3月

5. 懇談会の開催内容

(1) 開催回数 3回

(2) 開催内容

- ①第1回懇談会（平成19年8月上旬）
 - ・座長選出について
 - ・宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会について
 - ・宇都宮市住生活基本計画について
 - ・宇都宮市の住宅事情について
- ②第2回懇談会（平成19年10月予定）
 - ・住生活施策の課題について
 - ・住生活施策の基本方向について
- ③第3回懇談会（平成19年12月予定）
 - ・具体的な住生活施策について
 - ・懇談会報告書の取りまとめ 等

6. その他

懇談会は、委員の皆様の中で自由に話を進めていただき、様々な意見や提言をいただく場ですので、ご自由にお話してください。

事務局では、基本的には個別に回答しませんが、説明等で必要なことがあれば事務局を指名してください。

宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の住宅施策の基本方向を示し、住宅政策の基本計画となる宇都宮市住生活基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴くため、宇都宮市住生活基本計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 懇談会の設置期間は、平成19年7月から平成20年3月までとする。

(委員の構成)

第3条 懇談会は市長が委嘱する9名をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関推薦者
- (3) 公募による委員

3 前項第3号の公募の委員の選任その他必要な事項は、別に定める。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を主宰する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、住宅課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月24日から適用する。